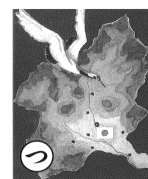




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年6月11日(火) 第9705号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則(環境保全課)	2
○群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則(産業人材育成課)	2
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○道路の供用開始(同)	3
○道路の区域変更(同)	3
○道路の供用開始(同)	4
○道路の区域変更(同)	4
○道路の供用開始(同)	4
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	5
○土地改良区の定款変更認可(同)	6
○開発工事の完了(建築課)	6
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	6
監査委員公告	
○監査結果の公表	7
入札公告	
○一般競争入札の実施(情報政策課)	12
○同	14
○同	16

■ 規 則

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年六月十一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三号

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則(平成十二年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条」を「第六十三条」に改める。
第二十一条第二項及び第五十四条第二項第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第六十四条から第六十七条までを削る。

別表第二から別表第四まで、別表第十四及び別表第十八中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一号から別記様式第八号まで及び別記様式第十号から別記様式第十五号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記様式第十九号を削る。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年六月十一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第四号

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則(平成十六年群馬県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表上欄中「製版」を「プリプレス」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋高崎線	高崎市双葉町438番の1地先から同市同108番の6地先まで	前	20.8～22.1	59.0
			後	20.8～23.1	59.0

◎群馬県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋高崎線	高崎市双葉町438番の1地先から同市同108番の6地先まで	令和元年6月11日

◎群馬県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川大胡線	前橋市富士見町小暮字辻清塚503番	前	9.6～10.4	319.1

	の1地先から同市同字寺間605番の 2地先まで	後	11.2~12.2	319.1
--	----------------------------	---	-----------	-------

◎群馬県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	渋川大胡線	前橋市富士見町小暮字辻清塚503番の1地先から同市同字寺間605番の2地先まで	令和元年6月11日

◎群馬県告示第51号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋館林線	館林市本町一丁目2244番の1地先から同市本町二丁目1727番地先まで	前	10.4~15.5	566.7
			後	17.0~34.1	566.7

◎群馬県告示第52号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	江口館林線	館林市堀工町字大原道東792番の1地先から同市同字道堀947番の1地先まで	令和元年6月11日

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

令和元年6月11日

群馬県知事 大 澤 正 明

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
群馬中部	理 事	再 任	茂木涉	高崎市大八木町4番地2
	同	同	角田政博	同 浜川町640番地1
	同	同	石川徹	同 箕郷町東明屋106番地1
	同	同	永井稔和	同 箕郷町富岡265番地
	同	同	栗原保	同 保渡田町1291番地1
	同	新 任	小島正巳	同 上小埜町1317番地1
	同	同	紋谷伸一	同 南新波町40番地
	同	同	齊藤和正	同 棟高町142番地1
	同	同	関根昇	同 中里町482番地3
	同	同	齋藤薫	同 井出町1705番地3
	同	退 任	相川進	同 上小鳥町539番地
	同	同	大山一男	同 北新波町114番地1
	同	同	坂本芳昭	同 棟高町2261番地
	同	同	黒崎謙次	同 中里町472番地7
	同	同	友松健司	同 井出町1552番地3
	監 事	再 任	田中勝	同 棟高町635番地
	同	新 任	大山一男	同 北新波町114番地1
	同	同	萩原佐一	同 我峰町336番地1
	同	同	丸岡甚一郎	同 箕郷町生原1268番地

	同	退任	島方正一	同 我峰町466番地
	同	同	瀧野仁	同 箕郷町生原1772番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により神流川用水土地改良区の定款の変更を令和元年5月28日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年6月11日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和元年6月11日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字天王2969-1、2969-5、2969-18、2970-4、2970-5、2971-1、2971-5、2971-8、2972-1、2973-6、2974-4 (第1工区) 邑楽郡邑楽町大字中野字天王2969-1、2969-5、2969-18、2970-4、2971-1、2971-5	邑楽郡邑楽町大字中野2946番地 三共ハウジング株式会社 代表取締役 小島一文
2	邑楽郡邑楽町大字赤堀字大谷原3827-4	邑楽郡邑楽町大字篠塚1238番地1 グランシャリオ201 高橋優衣
3	邑楽郡千代田町大字新福寺字西ノ原336-23	邑楽郡大泉町大字古海2019番地の1 グリーンオアシスC棟103号 小林葵
4	佐波郡玉村町大字下茂木870-2	佐波郡玉村町大字下茂木871番地2 新井善尊

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分

の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和元年6月11日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,686
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 304,283
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9,809
甘楽郡	6,627
吾妻郡	15,882
利根郡	9,724
佐波郡	10,127
邑楽郡	27,558
前橋市	93,484
高崎市	103,526
桐生市	32,054
伊勢崎市	56,039
太田市	59,126
沼田市	13,633
館林市	20,990
渋川市	22,281
藤岡市・多野郡	19,479
富岡市	13,723
安中市	16,658
みどり市	14,039

■ 監査委員公告

◎監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年6月11日

群馬県監査委員	丸山幸男
同	林章
同	中島篤
同	安孫子哲

群馬県職員措置請求監査結果

第1 請求人

群馬県安中市野殿980番地

小川 賢

第2 請求書の提出

平成31年3月26日

なお、請求人に対し、同年4月3日に補正を求め、同月15日に補正が行われた。

第3 請求の内容

1 請求の要旨

渋川土木事務所において、渋川市赤城町の土地(以下「本件土地」という。)を利用して、群馬県の建設工事から発生する建設発生土のストック(保管)・払い出しの管理業務の委託が行われた。業務委託によりあるはずの残土(建設発生土)99,039.1㎡は、群馬県の財産であり、管理のずさんさにより、残土量99,039.1㎡のうち約9万㎡(補正により約5万㎡に訂正)が行方不明である。行方不明土量の搬入料金単価は、1,045円/㎡であったことから、失われた県の財産は、約9,400万円(補正により約5,225万円に訂正)に相当し、県に損害が発生していることが明白である。

そもそも、本件土地は、一級河川田之郷川を無許可で埋め立てた場所であり、河川法違反状態の本件土地において、業務委託が行われることが違法である。

よって、群馬県知事大澤正明に対し、次の措置を講じるよう監査委員が勧告することを求める。

- ① 群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所長に対し、残土量に見合う損害の賠償を請求すること。
- ② 群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所に対し、一級河川田之郷川の河川法違反状態を解消せよと命ずること。

2 事実証明書(各事実証明書の表題は、措置請求書等における請求人の記載をそのまま使用した。ただし、陳述実施時に請求人から追加提出された資料は、表題の記載がないため、当監査委員において表題を記載し、事実証明書11及び12として付番した。)

- (1) 事実証明書1 平成24年2月10日付入札公告
- (2) 事実証明書2 渋川土木事務所建設発生土ストックヤード管理運営業務委託に関する協定書
- (3) 事実証明書3 平成30年6月28日付新聞記事
- (4) 事実証明書4 建設発生土ストックヤードの土量管理状況(H30.3月末)
- (5) 事実証明書5 群馬県建設発生土ストックヤード利用要綱
- (6) 事実証明書6 田之郷川(H30.11.27)の現場写真
- (7) 事実証明書7 工事打合せ書
- (8) 事実証明書8 基礎単価表

- (9) 事実証明書9 現場の現況写真(2019年1月撮影)
- (10) 事実証明書10 土量計算(不足分約5万m³の根拠)
- (11) 事実証明書11 平面図、縦断図及び横断図(1)(2)(3)(4)
- (12) 事実証明書12 Google Earth 地図

3 補正について

本件措置請求について、事実証明書の数値など内容に不明な点があったことから、請求人に対し、平成31年4月3日付けで補正依頼通知を送付し、同月15日に補正書及び追加の事実証明書7から10が提出された。

補正書により、請求人から、行方不明の残土量は、約9万m³ではなく約5万m³であり、失われた県の財産は、約9,400万円ではなく約5,225万円に相当するとの訂正があった。

監査委員が措置請求書に記載された不明部分を確認するために補正を求めることは、適正な監査の実施に当たり必要不可欠な手順であることから、請求人に対し補正依頼通知を送付した日の翌日(同月4日)から補正書が提出された日(同月15日)までの期間については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。)第242条第5項に規定する監査を行う期間(60日)の計算から除外した。

第4 請求の受理

本件措置請求は、地自法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成31年4月18日に受理を決定した。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

建設発生土ストックヤードの行方不明残土量に係る損害賠償請求権の行使等について

2 監査対象機関

北群馬渋川振興局渋川土木事務所(以下「渋川土木事務所」という。)

県土整備部建設企画課(以下「建設企画課」という。)

3 監査委員の交代

本件措置請求が提出された時点における地自法第196条第1項の規定により議員のうちから選任された監査委員は、萩原渉及び水野俊雄であったところ、平成31年4月29日付けで任期満了により退任し、令和元年5月17日付けで中島篤及び安孫子哲が新たに選任された。

4 請求人の陳述及び証拠提出

令和元年5月8日、地自法第242条第6項の規定により、請求人の陳述を聴取した。また、請求人から事実証明書11及び12が追加提出された。

5 監査の実施

令和元年5月15日、監査対象機関に対し、監査委員による対面監査を行った。また、これに先立ち監査委員事務局職員による事務ヒアリングを行った。

第6 監査の結果

1 渋川土木事務所及び建設企画課の主張及び説明

(1) 群馬県建設発生土ストックヤード利用要綱(以下「本件利用要綱」という。)について

公共工事から発生する建設発生土の有効利用と適正処理を図り、もって公共事業の円滑な推進と生活環境の保全に資することを目的とし、平成24年5月1日に本件利用要綱を制定した。渋川土木事務所建設発生土ストックヤード(以下「本件ストックヤード」という。)は、本件利用要綱をもとに管理運営を行っていた。

なお、本件ストックヤード用地は、平成22年度に設置された建設発生土対策検討会議で選定されている

が、選定時の資料は残っていない。

(2) 渋川土木事務所建設発生土ストックヤード管理運営業務委託（以下「本件業務委託」という。）について

ア 受託者の決定について

本件ストックヤードを管理運営するに当たり、一般競争入札を実施し、受託者を決定した。

イ 建設発生土の受入れについて

建設発生土の受入れは、渋川土木事務所及び同事務所管内市町村（渋川市、吉岡町及び榛東村）の公共工事から発生したもののみである。

ウ 搬入及び搬出料金について

本件ストックヤードは、受託者が、建設発生土を搬入する者及び搬出する者の双方から、それぞれ搬入及び搬出に係る料金を徴収し、これによって得られる料金で管理運営に要する全ての費用を賄う形で運用された。

上記の運用形態であるので、県から受託者に対して委託料等が発生するものではなく、また、料金は、県の歳入にならない。

エ 第三者への再委託について

本件業務委託の一部が下請に付され、承諾した。

オ 土量の管理について

土量については、毎月提出される月例報告書で確認した。現地調査は、年4回から年6回実施した。

カ 検査確認について

毎年度終了後60日以内に、業務報告書が提出され、履行状況を検査した。

キ 本件業務委託完了時の原状回復措置について

本件ストックヤード用地は、渋川土木事務所長が土地所有者と土地賃貸借契約を締結し、確保されたものである。本件業務委託完了時は、一部原状回復を行った。本件ストックヤードに残置していた建設発生土は、当該土地所有者了解の上、地ならしして引渡された。

(3) その他

ア 建設発生土（残土）の資産価値について

以下の状況から、建設発生土（残土）そのものに資産価値はないと認められる。

(7) 平成24年度建設副産物実態調査（国土交通省）の結果から、県の建設発生土搬出量（民間も含む）は、土砂利用量の2.8倍の供給過多になっている。

(4) 県では、建設発生土の受入地確保に苦慮しており、渋川地区に本件ストックヤードを整備した。

イ 残土量約5万m³が行方不明とする請求人の主張について

本件ストックヤードにおける平成29年度末時点の残土量は、搬入及び搬出の計数上からすると、99,039.1m³と認められるが、同年度末をもって、本件業務委託を完了し、及び本件ストックヤード用地の土地賃貸借契約を終了した。

上記主張の残土量は、平成31年1月に撮影した現場の現況写真（事実証明書9）などにに基づき、請求人が計算した数値である。

したがって、請求人が計算した数値は、本件業務委託完了後及び土地賃貸借契約終了後であるから、把握していない。

2 事実関係の確認

(1) 本件業務委託について

本件業務委託について、一般競争入札を実施し、本件ストックヤードの受託者を決定していることを確認

した。業務期間は、平成24年4月1日から平成30年3月31日までであった。落札金額が搬入及び搬出の料金となっていた。当該料金は、搬入料金が1,045円/m³(税抜き)、搬出料金が620円/m³(税抜き)であり、建設発生土の搬入者及び搬出者が受託者に対し、支払うことになっており、県に対しての債権及び債務は生じないことになっていた。

(2) 本件ストックヤードに係る料金について

本件ストックヤードに係る料金は、平成24年度から平成29年度までの基礎単価表(県が発注する土木工事等の積算に用いる単価をまとめた一覧表)に記載されていた。

また、県が建設工事を発注する際の設計図書等に、本件ストックヤードの搬入料金を処分費等として選択するよう、指定されていた。

第7 監査委員の判断

本件措置請求に関して、監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

なお、各判断項目は、請求人の主張に対応させたものである。

1 結論

本件措置請求のうち、群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所長に対し、残土量に見合う損害を賠償せよ、との勧告を求めるとする請求については、請求人の主張は理由がないから、これを棄却する。

また、群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所に対し、一級河川田之郷川の河川法違反状態を解消せよと命ぜよ、との勧告を求めるとする請求については、住民監査請求として不適法であるから、これを却下する。

2 判断の理由

(1) 群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所長に対し、残土量に見合う損害を賠償せよ、との勧告を求めるとする請求について

請求人は、本件業務委託によりあるはずの99,039.1m³の残土は、群馬県の財産であり、管理のずさんさにより、相当量の残土が行方不明であることから、県に損害が発生していることが明白であると主張している。

しかしながら、地自法第242条に規定する住民監査請求は、その対象とされる事項につき、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実若しくは財産の管理を怠る事実に限定されている。

そして、最高裁は、住民訴訟が適法といえるためには、当該行為又は怠る事実が当該普通地方公共団体における財産の「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」に当たる場合でなければならない(最一小判平成2・4・12民集44巻3号431頁)と判示しているところである。

これをもとに、本件についてみるに、県が建設工事を発注する際の設計図書等に本件ストックヤードの搬入料金を処分費等として計上していることからしても、本件措置請求の当該建設発生土は、財産的価値を有しておらず、そうすると残土の管理行為は、「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」には当たらないこととなる。

よって、その余を判断するまでもなく、請求人の本件措置請求は失当であり、群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所長に対し、残土量に見合う損害を賠償せよ、との勧告を求めるとする請求については、これを棄却する。

(2) 群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所に対し、一級河川田之郷川の河川法違反状態を解消せよと命ぜよ、との勧告を求めるとする請求について

請求人は、一級河川田之郷川における無許可で埋め立てられた土地について、河川法違反状態を解消する措置を求めているが、本件措置は、財務会計上の財産管理行為に当たらない。

よって、本件措置請求のうち、群馬県知事大澤正明は、渋川土木事務所に対し、一級河川田之郷川の河川法違反状態を解消せよと命ぜよ、との勧告を求めるとする請求については、これを却下する。

以上

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年6月11日

群馬県知事 大澤正明

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 令和元年度県庁・東部地域プリンタ及び関係機器一式の賃貸借 プリンタ 169台
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和元年10月1日から令和6年9月30日まで
- (4) 借入場所 群馬県企画部情報政策課ほか126か所（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年7月2日（火）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月23日（火）午後4時まで資格者名簿の登載を確認し、群馬県企画部情報政策課へその旨を連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、過去3年程度の期間において、100台以上の生産、販売又は貸付実績を有することを証明した者であること。
- (7) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、書類等の提出先及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県企画部情報政策課情報基盤・システム係 担当 山口燿 電話 027-226-2346 (ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付方法 令和元年6月11日(火)から同月25日(火)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、当該調達物品を納入できることを証明する書類を令和元年7月2日(火)までに上記(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認表及び契約担当者から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを令和元年7月2日(火)までに上記(1)の場所に提出しなければならない。提出された入札参加資格確認表及び製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を提出した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は、提出した図書の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年7月24日(水)午前11時 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁21階211会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月23日(火)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県企画部情報政策課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「県庁・東部地域プリンタ及び関係機器一式賃貸借契約入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the required items: Color printer: 169

(2) Lease period: From October 1, 2019 to September 30, 2024

- (3) Place of use: The Information Network Division (Department of Planning and Development) of Gunma Prefecture, will also be utilized in 126 other sections
- (4) Deliver of Bid Instruction, Etc: To be delivered between 9:00 a.m. and 5:00 p.m. from June 11 - June 25, 2019 to the location prescribed in below (6)
- (5) Date and time for submission of tenders: 11:00 a.m. July 24, 2019 (Bids submitted by registered mail must be received no later than 4:00 p.m. July 23, 2019)
- (6) Inquiries: Information Network Division: Department of Planning and Development, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2346 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年6月11日

群馬県知事 大澤 正 明

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 令和元年度県庁・西部地域プリンタ及び関係機器一式の賃貸借 プリンタ 176台
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和元年10月1日から令和6年9月30日まで
- (4) 借入場所 群馬県企画部情報政策課ほか103か所（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年7月2日（火）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月23日（火）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県企画部情報政策課へその旨を連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、過去3年程度の期間において、100台以上の生産、販売又は貸付実績を有することを証明した者であること。
- (7) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、書類等の提出先及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県企画部情報政策課情報基盤・システム係 担当 山口燿 電話 027-226-2346 (ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 令和元年6月11日(火)から同月25日(火)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、当該調達物品を納入できることを証明する書類を令和元年7月2日(火)までに上記(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認表及び契約担当者から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを令和元年7月2日(火)までに上記(1)の場所に提出しなければならない。提出された入札参加資格確認表及び製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を提出した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は、提出した図書の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年7月24日(水)午後2時 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁21階211会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月23日(火)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県企画部情報政策課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「県庁・西部地域プリンタ及び関係機器一式賃貸借契約入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the required items: Color printer: 176
- (2) Lease period: From October 1, 2019 to September 30, 2024
- (3) Place of use: The Information Network Division (Department of Planning and Development) of Gunma Prefecture, will also be utilized in 103 other sections
- (4) Deliver of Bid Instruction, Etc: To be delivered between 9:00 a.m. and 5:00 p.m. from June 11 - June 25, 2019 to the location prescribed in below (6)
- (5) Date and time for submission of tenders: 2:00 p.m. July 24, 2019 (Bids submitted by registered mail must be received no later than 4:00 p.m. July 23, 2019)
- (6) Inquiries: Information Network Division: Department of Planning and Development, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2346(Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年6月11日

群馬県知事 大澤 正 明

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 令和元年度県庁・北部地域プリンタ及び関係機器一式の賃貸借 プリンタ 175台
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和元年10月1日から令和6年9月30日まで
- (4) 借入場所 群馬県企画部情報政策課ほか131か所（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年7月2日（火）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月23日（火）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県企画部情報政策課へその旨を連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手

続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、過去3年程度の期間において、100台以上の生産、販売又は貸付実績を有することを証明した者であること。
- (7) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、書類等の提出先及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県企画部情報政策課情報基盤・システム係 担当 山口燿 電話 027-226-2346 (ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 令和元年6月11日(火)から同月25日(火)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、当該調達物品を納入できることを証明する書類を令和元年7月2日(火)までに上記(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認表及び契約担当者から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを令和元年7月2日(火)までに上記(1)の場所に提出しなければならない。提出された入札参加資格確認表及び製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を提出した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は、提出した図書の内容の変更に応じなければならない。

なお、説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年7月24日(水)午後4時 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁21階211会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月23日(火)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県企画部情報政策課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「県庁・北部地域プリンタ及び関係機器一式賃貸借契約入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the required items: Color printer: 175

(2) Lease period: From October 1, 2019 to September 30, 2024

(3) Place of use: The Information Network Division (Department of Planning and Development) of Gunma Prefecture, will also be utilized in 131 other sections

(4) Deliver of Bid Instruction, Etc: To be delivered between 9:00 a.m. and 5:00 p.m. from June 11 - June 25, 2019 to the location prescribed in below (6)

(5) Date and time for submission of tenders: 4:00 p.m. July 24, 2019 (Bids submitted by registered mail must be received no later than 4:00 p.m. July 23, 2019)

(6) Inquiries: Information Network Division: Department of Planning and Development, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2346 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
